

発達に支援が必要な児童の入所について

岸和田市では、保育を行う上で配慮や支援が必要な子どもが健やかに成長し、集団生活が円滑に行えるように「発達支援のための保育」を実施しています。

具体的には身体面（視覚、聴覚、運動）、生活面（食事、排せつなど）、行動面（集中が続かないなど）、言葉やコミュニケーション等の発達に対して、保育上配慮や支援が必要な子どもを対象としています。

「発達支援のための保育」を適用するかどうかについては、児童の発達状況やどの程度支援が必要であるか等を考慮し、子育て施設課で決定します。

「発達支援のための保育」は市内の全ての民間教育・保育施設で実施していますが、職員体制等により受入可能な保育施設、歳児、人数が異なります。希望する保育施設の定員に空きがあり、かつ支援が必要な児童の受入れが可能な場合のみ入所選考の対象となります。

疾病がある児童の入所について

岸和田市では、安全な集団保育を行うために、疾病のある児童の利用申込みの際に本市指定様式の医師の診断書のご提出をお願いしています。（診断書は子育て施設課にございます。）

診断書の内容で、健康状態や集団保育における配慮事項等について、子育て施設課、保育施設長、看護師等が審査を行います。審査の結果次第では、誓約書のご提出をお願いする場合がございます。

また、日常生活を営むために**医療的ケア**を必要とする児童に対し、保育施設において医療的ケア（経管栄養、吸引、導尿、その他保育施設において実施可能な医療的ケア）を提供するとともに、心身の状況に応じた適切な保育が受けられるように取り組みを進めています。

対象は1歳児以上の入所希望者のうち、集団保育が可能であると審査（診断書・医師の意見書や保育観察、面談等を行い、総合的に判断）で認められた児童です。

ただし、集団保育が可能と認められた場合でも、保育施設の受入体制（看護師、設備等）が整わない場合は入所選考の対象となりません。

出生前の入所申込みについて

申込み締切日時時点で未出生であっても、入所希望日までに出生予定であれば申込みは可能です。ただし、申込み時に「**出生前の保育施設入所申込みに関する誓約書**」をご提出いただく必要があります。保育施設によって利用可能となる対象年齢が異なります。希望する保育施設の対象年齢を必ずご確認の上、申込みを行ってください。

また、出生後は速やかに子育て施設課にご報告ください。

